

前橋市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、前橋市ホームページ広告掲載要領に基づく広告掲載について、前橋市ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、広告表現に関する基準として定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(ALT属性)

第3条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。

(前橋市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが前橋市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 前橋市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが本市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成19年1月31日から施行する。